入　札　説　明　書

令和８年 11 月 13 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1　業務名

令和８年度　法定外橋梁点検調査業務委託

2　履行期間

着手の日から令和９年３月 25 日まで

3　委託の概要

那覇市が管理する里道や農道に架かる橋梁の長寿命化修繕計画を策定する必要があるため、点検及び計画策定を行う。

4　入札参加資格

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないものであること。

(2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年１月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の処置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。

(5) 本市の市税の納税義務がある者にあっては、その市税に滞納がないこと。

(6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号の暴力団員又は同条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(7) 那覇市内に本店がある者であること。

(8) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第６条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタント業務の業種で登録されている者であること。

(9) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかに当てはまる者とする。

①技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設」とするものに限る）又は技術士（建設部門：選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）の資格を有している者。

②RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有している者。

なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

(10) 管理技術者及び照査技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

恒常的な雇用関係とは、開札日以前に３か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

5　一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書（第１号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(1)　提出期間：令和８年 11 月 16 日(月) ９時から令和８年 11 月 30 日(月)17 時まで

(2)　提出方法：道路管理課（那覇市役所本庁舎７階）まで持参又は郵送すること。

6　入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第８条により免除する。

(2) 入札

① 入札参加者は、入札書（第３号様式）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

② **入札書は必ず郵送により提出すること。**

（指定された方法以外で提出された入札書は受理しない。）

③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

① 入札書の郵送の際に、配達指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。

② 入札書の配達日は**「令和８年 12 月７日（月）」**に指定すること。

配達指定日以外の日に届いた入札書及び指定以外の郵送方法、持参による提出、FAX による送信で提出された入札書等は受理しないものとする。

③ 入札書の封筒には、開札日時・業務名・商号・電話番号・ＦＡＸ番号・担当者名を記載すること。

④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札

② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札

③ 入札書が所定の日時までに提出されない入札
④ 入札書の記載金額を訂正した入札
⑤ 入札書の金額や、「￥」又は「金」の記載がない入札
⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
⑦ 入札書に記入押印を欠いた入札
⑧ 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名のいずれかを欠く入札
⑨ 封筒に２通以上の入札書が入っている入札
⑩ 虚偽の記載がされた入札
⑪ 連合その他不正の行為があった入札
⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者がいない場合の措置

予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合（以下、「範囲価格外入札」という。）は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は２回までとし、開札に立ち会わない場合は再度入札の資格はないものとする。

※代表者以外が再度入札に参加する場合は、委任状（第４号様式）を提出しなければならない。

7 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

① 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

③ 落札候補者は、応募時に提出した一般競争入札参加資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を、第５号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参により期限までに提出しなければならない。

(2) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に伝える。

(3) 入札参加資格審査

① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

② 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、入札

参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(4) 入札参加資格不適格者に対する説明

① 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。

ア 申立期限：入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）とする。

イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を那覇市道路管理課まで持参すること。

② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。

③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

(1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。

(3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の２時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は道路管理課ホームページに掲載する。

(4) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。

(7) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。

(9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名　称　　那覇市都市みらい部道路管理課　管理企画グループ

所在地　　〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号（７階）

電話番号 098-951-3237　FAX 番号 098-951-3238